

-提供条件書「光複数割」-

- 「光複数割」は IP 接続網サービス契約約款、Xi サービス契約約款及び FOMA サービス契約約款並びに提供条件書「ポケットパック」、提供条件書「ビジネスシェアパック」及び本提供条件書（以下総称して「提供条件書等」といいます）で規定する利用上の条件に従って提供されます。この場合において本提供条件書は、契約約款の一部を構成します。
- 本提供条件書に記載の料金プラン、割引サービス、ポケット定額サービスその他当社が提供するサービスは、当社の契約約款、利用規約、ご利用規則又は提供条件書等に定めるものをいいます。

1. サービス概要

「光複数割」は、ご家族や同一法人内等の対象ポケットパックのシェアグループ*1 内で 2 回線以上の「ドコモ光」をご契約いただく場合、2 回線目以降は「ドコモ光」1 回線あたり月額 300 円おトクにご利用いただけるサービスです。

対象ポケットパックの月額料金から割引いたします。

*1 対象ポケットパックとは、ポケット定額サービスをいいます。

2. 提供条件等

(1) お申込み

不要（適用条件を満たすことで自動適用）

(2) 割引条件・内容

ドコモの携帯電話と「ドコモ光」のご契約内容に応じて、以下の割引を適用

割引条件	同一シェアグループ内で、当月内に「ドコモ光」*2 の月額基本使用料の課金が 2 回線以上あった場合に適用
割引内容	同一シェアグループ内の 2 回線目以降の「ドコモ光」1 回線あたり、300 円/月*3 を対象ポケットパックの月額料金から割引

*2 「ドコモ光 ミニ（戸建・単独タイプ）／東」「ドコモ光 ミニ（戸建・単独タイプ）／西」、「光単独タイプビジネス割」適用回線を除く

*3 シェアパック定額料と 2 回線目以降の「ドコモ光」の課金が重なっている期間で日割り適用

3. 注意事項

- ・「シェアパック定額料への各種割引（「ドコモ光セット割」等）適用後のご利用料金を割引上限額とします。
- ・当社は、「光複数割」の一部又は全部を廃止することがあります。この場合、当社のホームページに掲示する等の方法により、「光複数割」契約者に対してその旨を周知するものとします。
- ・「光複数割」の一部又は全部を廃止したことにより「光複数割」契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

※金額は特に記載のある場合を除き「税抜」です。

□本提供条件書について

- 当社は、本提供条件書の記載事項を変更する場合があります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の提供条件書の記載事項によります。
- 本提供条件書の記載事項を変更する場合は、個別に通知する方法または当社のホームページに提示する方法により説明します。
- 最新の提供条件書は、当社のホームページに掲載しますので、ご確認ください。

《株式会社 NTT ドコモホームページ》 <http://www.nttdocomo.co.jp/>

■更新履歴

2016年5月1日 作成

2016年9月14日 「ウルトラパック」の提供開始に伴う更新

2019年4月15日 記載内容の修正(割引仕様に関する変更なし)

2020年3月23日 民法改正に伴う更新

その他記載内容の修正(割引仕様に関する変更なし)